

4. 活動報告

4.1 「大都市圏地殻構造調査研究」運営委員会の設置

運営委員会規則制定理由

文部科学省は、平成 14 年度に「新世紀重点研究創成プラン (RR2002)」を立ち上げた。これは、第 2 期科学技術基本計画に則り、我が国の 21 世紀において真の科学技術創造立国を実現するために、産学官の最適な研究機関によって国家的・社会的課題に対応した研究開発プロジェクトに重点的に取り組むことによって、これまでにない優れた成果を創生しようとするものである。

このプランに具体的なプロジェクトの 1 つとして「防災分野 (都市再生プログラム): 大都市大震災軽減化特別プロジェクト I: 大都市圏地殻構造調査研究 (以下「本プロジェクト」という。)」が掲げられ、本プロジェクトを遂行するため、大学共同利用研究所である東京大学地震研究所 (以下「地震研」という。) が、関係する研究機関 (者) の参加協力を得て研究遂行にあたることとされた。

これを受け、本プロジェクトの円滑運営に資するため、地震研究所に委員会を置き、大都市圏地殻構造調査研究運営委員会規則を制定しようとするものである。

大都市圏地殻構造調査研究運営委員会規則

平成 14 年 9 月 26 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新世紀重点研究創成プラン (RR2002) に基づく防災分野 (都市再生プログラム) の重点研究課題である「大都市大震災軽減化特別プロジェクト I: 大都市圏地殻構造調査研究 (以下「本プロジェクト」という。)」の研究を効果的に推進するため、大都市圏地殻構造調査研究運営委員会 (以下「委員会」という。) の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、本プロジェクトの研究に関する重要事項を審議し、関係研究機関 (者) 間の連携を緊密にし、もってその有効な推進を図ることを目的とする。

(任務)

第 3 条 前条に定める目的を達成するため、委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 本プロジェクトに関わる研究計画
- (2) 委員会の構成員
- (3) その他、研究推進に関わる事項

(構成)

第 4 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる職員の中から地震研究所長が委嘱する。

- (1) 本プロジェクトに参加する者若干名
- (2) 上記以外の有識者若干名
必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(研究支援組織)

第8条 研究の円滑な推進と機能的な連携関係を保つため、地震研究所
地震予知研究推進センター内に研究支援組織を持つものとする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、地震研究所において処理する。

(委員会の期限)

第10条 委員会の期限は本プロジェクトの終了までとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、
委員会の定めるところによる。

附 則

1. この規則は、平成14年9月26日から施行する。

大都市圏地殻構造調査研究運営委員会の構成

委員長	石田 瑞穂	防災科学技術研究所
委員	平田 直	東京大学地震研究所
	佐藤 比呂志	東京大学地震研究所
	纈纈 一起	東京大学地震研究所
	梅田 康弘	京都大学防災研究所
	伊藤 潔	京都大学防災研究所
	橋本 学	京都大学防災研究所
	岩田 知孝	京都大学防災研究所
	笠原 敬司	防災科学技術研究所
	伊藤 谷生	千葉大学理学部
	柳沢 幸夫	産業技術総合研究所
	島崎 邦彦	東京大学地震研究所
	菊地 正幸	東京大学地震研究所
	入倉 孝次郎	京都大学防災研究所
	藤原 広行	防災科学技術研究所
	津村 建四朗	日本気象協会